

## ご旅行条件＜要約＞ お申込みになる前にお読みください。

### 1. 募集型企画旅行契約

- (1) (社)長崎国際観光コンベンション協会(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 募集型企画旅行契約の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件のほか、ご旅行お申し込み時にお渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

### 2. 旅行のお申し込みと契約の成立

- (1) 申込書に所定事項をご記入のうえ、お一人様につき下記の申込金または旅行代金の金額を添えてお申し込みいただけます。お申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱いたします。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立しておらず、当社から予約の旨を通知した後、予約のお申し込みの翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行代金に対する申込金(お1人様につき)

旅行代金	2万円未満	5万円未満	10万円未満
申込金	5千円以上	1万円以上	2万円以上

※残金は、旅行開始日の前日から起算して15日前までにお支払いいただけます。

- (4) 募集型企画旅行契約は、契約の締結を承諾前(3)の申込金を受領した時点で成立したものとします。
- (5) 通信契約による旅行契約は、お申込みを承諾する通知を発送した時に成立します。ただし、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。

### 3. 旅行催行の中止

ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前に当たる日(日帰り旅行は3日前)より前に連絡させていただき、お預かりしている旅行代金の全額をお返します。

### 4. お客様からの旅行契約の解除(取消料)

- (1) お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただき、旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻いたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

#### ●取消日(出発日含まず)に対する取消料率

11日以前	10日前～8日前	7日前～2日前	前日	当日	無連絡不参加及び旅行開始後
無料	20%	30%	40%	50%	100%

- (2) 取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。

- (3) お客様のご都合で出発日・コース・宿泊ホテル・人数等を変更される場合にも上記の取消料が適用されます。

- (4) 宿泊のみご予約になった場合

5. 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

- (1) パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、入場料、消費税等諸税、空港施設使用料及び添乗員同行費用が含まれます。

- (2) 旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的性質の諸費用は含まれません。

6. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社及び受託旅行会社は旅行申込みの際に提出された、申込書に記載された個人情報については、お客様とのご連絡に利用させていただき、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等のサービス手配、及びそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

- (2) 当社及び受託旅行業者では、①当社及び当社と提携する企業の商品サービス・キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典・サービスの提供 ⑤統計資料の作成 に、お客様の個人情報を利用させていただきことがあります。

- (3) この他、当社の個人情報の取り扱いに関する方針等についてはホームページ(<https://nagasaki-visit.or.jp/>)でご確認下さい。

7. ご旅行条件・ご旅行代金の基準

- この条件は2022年3月1日を基準としています。又、旅行代金は2022年3月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

### 旅行企画・実施 お問い合わせ・お申込み

長崎県知事登録旅行業 第2-143号

## 一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会

〒850-0862 長崎県長崎市出島町1番1号

電話095-823-7423(営業時間9:00～17:30 土日祝日は休業)

総合旅行業務取扱管理者:佐久間 環

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者から説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱い管理者にお尋ね下さい。